

(案)

未来をになう子どもたちに 読書のよろこびを

(第五次 七尾市子どもの読書活動推進計画)

令和 8 年 (2026 年) 月

七尾市教育委員会

目 次

第1章 第五次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象年齢	1
4 計画の期間	1
5 子どもの読書環境の現状	1

第2章 これまでの取組状況等

1 第一次～第三次七尾市子どもの読書活動推進計画	2
2 第四次七尾市子どもの読書活動推進計画	3
3 今後の課題	5

第3章 第五次計画の基本的な考え方

計画の体系	
基本理念・基本方針	7

第4章 第五次計画の取組

1 基本方針と取組	7
(1) 子どもの成長にあった読書活動の推進	7
乳幼児／小学生／中学生／高校生／障害のある子ども	
(2) 本を読む意味・大きさを伝える啓発活動	8
(3) 子どもを取り巻く読書環境の整備	9
家庭／地域／学校図書館／認定こども園／図書館	
(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり	10
・ボランティアの養成と拡充	
・関係機関との連携	
・計画の点検、評価、見直し	
2 重点目標とスケジュール	12
3 計画の体系図	13
第五次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿	14

資料

・用語の解説（文章中*がついた用語を一括して説明）	15
・七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱	16
・子どもの読書活動の推進に関する法律	18

第1章 第五次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。七尾市では、未来を担う子どもたちが、読書によってより豊かな人生を送ることを願い、読書に親しむ機会の充実と環境の整備を図ることを目的とし、計画を策定しました。

この計画は、子どもの成長に関わる機関・団体が連携して活動できるよう、それぞれの役割と取り組む内容を示すものです。

2 計画の位置づけ

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」、および石川県が策定した「石川県子ども読書活動推進計画(第四次改訂版)」を基本とします。また、「第二次七尾市総合計画」、第三期「七尾市教育大綱」に即し、そのほか関係する計画などとの整合を図り、本市における子どもの読書活動の推進に関する取組や方向性を示す計画として位置づけます。

3 対象年齢

0歳から18歳までを対象とします。

4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 子どもの読書環境の現状

近年、情報技術の急速な進展により、スマートフォンやタブレット、動画配信サービスの利用が日常化し、ゲームやインターネットに費やす時間が増加しています。また、習い事や学習活動の多様化に伴い、読書に充てる時間が減少していることも推察されます。さらに、コロナ禍による生活様式の変化や地震などの災害による不安定な環境は、子どもの読書活動に影響を及ぼしたと考えられます。

また、国の第五次計画では、ICT(*1)や電子書籍を含む多様な読書機会の確保と、家庭・学校・地域の連携による読書活動の推進が重視されています。七尾市においても、子どもの健全な成長のため、読書時間を確保し、読書環境を整える取り組みが今後ますます重要となります。

第2章 これまでの取組状況等

1【第一次～第三次七尾市子どもの読書活動推進計画 (期間: H18～R2)】

第一次【H18～22】 <u>方針</u>	第二次【H23～27】 <u>方針</u>	第三次【H28～32(R2)】 <u>方針</u>
1 子どもをとりまく読書環境の整備 2 子どもの成長にあった読書活動の推進 3 図書館と家庭、保育園、学校などとの連携 4 親子で楽しむ読書の啓発とボランティアの育成	2 子どもの成長にあった読書活動の推進 2 図書館と家庭、保育園、幼稚園、学校との連携 3 子どもをとりまく読書環境の整備 4 楽しい読書活動の啓発と促進	1 子どもの成長にあった読書活動の推進 2 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動 3 子どもをとりまく読書環境の整備 4 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり 5 楽しい読書活動の啓発と促進
取組内容 1 学校図書館の整備と充実 2 ブックスタート・ブックリスト事業の開始 4ヵ月健診で絵本の配布 (H19.8～) 1歳6ヵ月健診でリストの配布 (H22.8～) 3 アンケートによる実態調査 (毎年実施) ①小3、5、中2対象 ②年長児を持つ保護者対象 4 「朝の読書運動」の推進	取組内容 1 家読（うちどく）の啓発 ・小学生（長子）を持つ保護者へのアンケート実施 ・標語募集 「本を読もう」 ばく声かけて テレビきえ ・七尾市読書月間（夏休み）の設置 ・「家庭読書の日」名称募集 ・毎月23日を「ななお家読の日」とする ・うちどくノートの配布 （全小中学生） 2 「子ども読書の日」記念事業 3 本はともだち号リニューアル （H23.9）	取組内容 1・うちどくノートの改訂、読書通帳配布(H28) ・ブックスタート状況調査の実施(H29) ・Y・A向けブックリストの作成・配布(R2) 2・ボランティア養成講座、研修会、交流会の実施 ・図書館センター事業運用 3・Y・A選書ツアーアクション(H30) ・ケーブルTV番組制作(R1) ・家族よむよむフェスティバル開催 （H28-H30,R2） 4・七尾市立図書館絵本コーナーオープン（H30）
成果 1 市内全小・中学校の司書配置 H18:9名⇒H22:14名体制 2 本が好きな乳幼児の割合が増加 H17:91.9%⇒H21:97.1% 3 不読者率の低下、本が嫌いな子どもの減少 小3 H17:15.8%⇒H21:7.6% 小5 H17:13.5%⇒H21:10.8% 中2 H17:17.4%⇒H21:14.8% 4 「朝の読書運動」の浸透 全小中学校で実施	成果 1 本が嫌いな子どもの減少 2 小学4年児の約76%が週に1日以上家読を実施 3 本はともだち号児童生徒一人当たり貸出冊数の増加	成果 1 ブックスタートがきっかけで読み聞かせの機会が増加 2 学年が上がるにつれて読書が嫌いになる傾向があるが、その増加率の減少 3 各学校図書室の一人当たりの貸出冊数がおおむね増加
課題 1 家庭、地域への読書活動の拡がり 2 行政や関係機関との連携の拡充 3 学校図書館の環境整備の推進	課題 1 読書離れが進む児童生徒への取組の推進 2 大人に対する読書活動の意義の普及 3 家読（うちどく）の推進 4 子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充 5 関係機関との連携のさらなる充実 6 広報活動の充実 7 子ども読書活動を支える拠点整備	課題 1 子どもの発達段階に応じた効果的な取組の推進 2 家読のさらなる推進を図り、親や保護者へ読書環境の整備 3 子ども読書活動を支える拠点の活用 4 読書環境の変化に関する実態の把握 5 新しい読書環境の整備 6 関係機関との連携のさらなる充実 7.子どもの読書に関するボランティアの養成と拡充

2【第四次七尾市子どもの読書活動推進計画 (期間 R3～R7)】

【基本方針】

1. 子どもの成長にあった読書活動の推進
2. 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動
3. 子どもを取り巻く読書環境の整備
4. 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり

【取組内容】

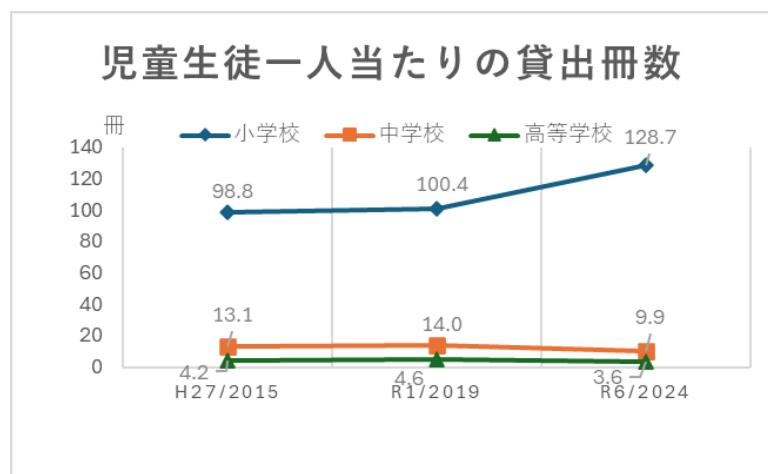
1. 子どもの成長にあった読書活動の推進
POP(*2)企画展示 (R3-4、R6) / POP 作成講座 (R4) / ビブリオバトル(*3)の開催 (R5)
2. 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動
家読 (うちどく) (*4)の取組状況の紹介 (R6)
3. 子どもを取り巻く読書環境の整備
「子どもを取りまく読書環境の調査」の実施 (R3)
Youtube 番組の作成 (郷土紙芝居紹介など)
七尾市公式 LINE を使って絵本コーナーの広報宣伝 (R5～)
4. 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり
ボランティア養成講座、研修会の実施

【成果】

※ 令和 2 年度から令和 3 年度にかけてのコロナ禍、ならびに令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の影響により、各学校の臨時休校や図書館の臨時休館が相次ぎました。これに伴い、子どもたちが図書に触れる機会が減少し、読書量にも影響を及ぼした可能性が考えられます。これらの状況は、今回の読書活動の評価にあたっての前提として考慮する必要があります。また、以下の統計データは七尾市内認定子ども園に通う年長児を持つ保護者、七尾市内小中学校に通う小学 3 年生・5 年生・中学 2 年生の児童生徒を対象に実施した「読書の関心についてのアンケート」(平成 27、令和 1、令和 6 年度版)、また七尾市内小学校・中学校・高等学校の学校図書館、七尾市立図書館の利用調査のデータから抜粋しています。

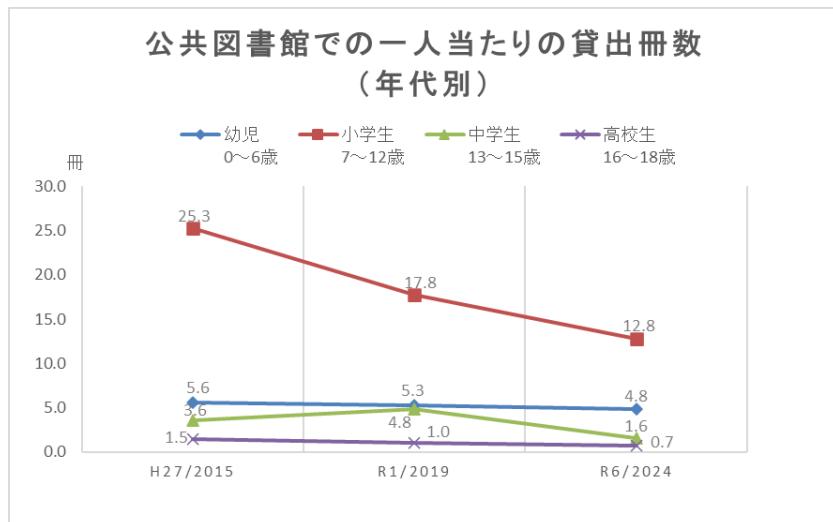
① 学校図書館の利用状況

小学校で学校図書館の児童一人当たりの年間貸出冊数が増加 (H27 98.8 冊→R6 128.7 冊) しています。
一方、中学校・高校では減少傾向がみられます。



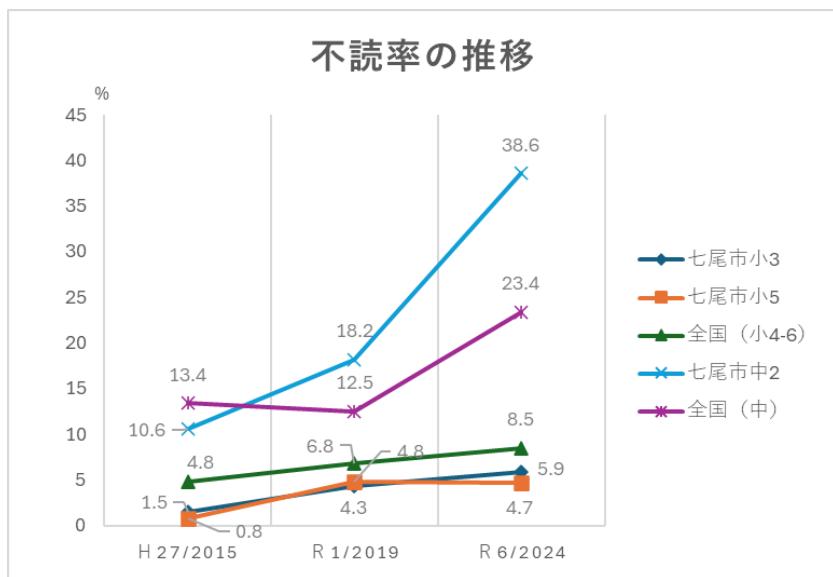
② 公共図書館の利用状況

幼児（0～6歳）の年間貸出冊数は七尾市の幼児一人当たり約5冊前後と安定しています。但し、小学生・中学生・高校生と段階が上がるにつれて利用は減少しています。



③ 不読率の推移

小学生の1ヶ月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合が全国平均と比較して、低い値になっています。一方中学生は全国平均と比較しても大幅に増加しています。

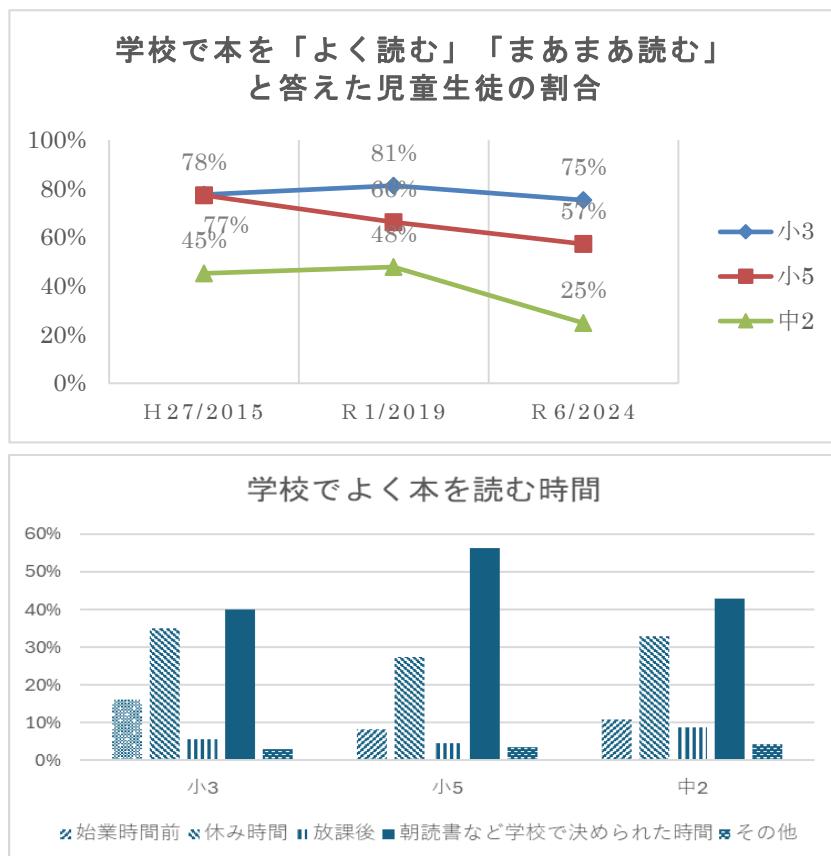


3 今後の課題

【七尾市の現況】

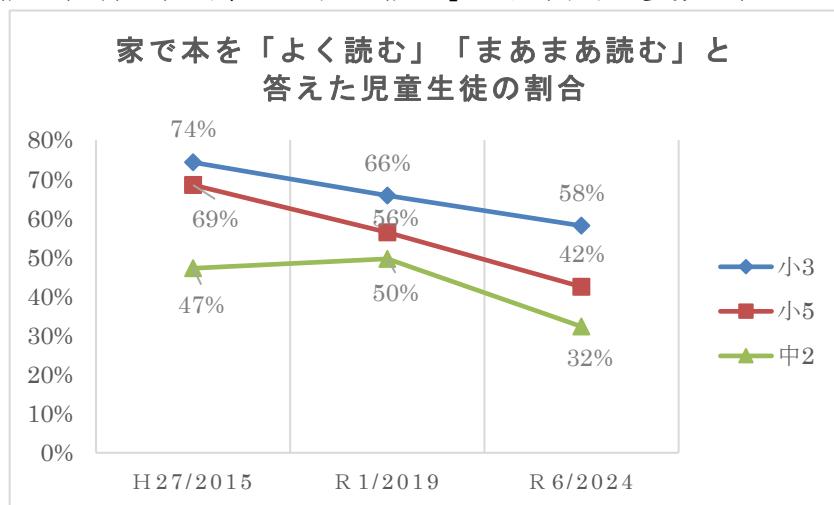
- ・中学生の学校での読書時間が減少

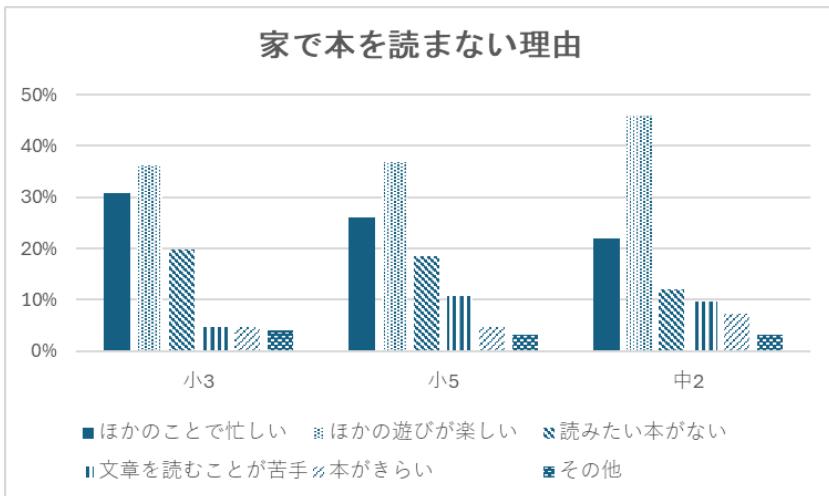
全学年において減少傾向ですが、特に中学生は著しく減少しています。また、「朝読書など学校で決められた時間」が学校での重要な読書時間となっています。



- ・全学年において家の読書時間が減少

家の読書時間は全学年において減少しており、家で本を読まない理由として「(ゲーム、テレビなど) ほかの遊びが楽しい」「(習い事、宿題、スポーツなど) ほかのことで忙しい」といった他の遊びや活動との競合が挙げられています。また、家族と読む割合は低く、「一人で読む」が圧倒的に多数を占めています。





【課題】

1. 学校における読書時間の確保

近年、学校での朝読書や一斉読書(*5)の時間が減少しています。こうした状況は、子どもが日常的に本に親しむ機会を失う一つの要因と考えられます。学校現場で読書活動を継続的に実施するための仕組みの再検討が必要です。

2. 家庭における読書習慣の定着

ゲーム、テレビなどほかの遊びや習い事、宿題、スポーツなどほかの活動との競合により、家庭での読書時間は減少傾向にあります。「家読（うちどく）」のさらなる推進や、家庭で読書を楽しむ環境づくりを支援する方策が求められています。

3. 中学生・高校生の読書量の確保

中高生の読書離れが進んでおり、乳幼児期からの継続的な読書習慣の形成が不可欠です。探究学習(*6)との連携を図り、公共図書館と学校図書館の協力体制を強化することで、子どもが主体的に本と出会える環境づくりを進める必要があります。

4. 公共図書館・移動図書館の利用推進

公共図書館や移動図書館「本は友だち号」の利用を推進する必要があります。読書イベントや読み聞かせ講座を通じて、読書の価値を伝える啓発活動を一層推進とともに、移動図書館の新たな訪問先の開拓を進めることが重要です。さらに電子書籍や多様な読書環境の現状を調査し、環境整備と利活用の検討することが求められています。

第3章 第五次計画の基本的な考え方

計画の体系

基本理念

未来をにう子どもたちに読書のよろこびを

基本方針

- 1 子どもの成長にあった読書活動の推進**
子どもの成長にあった本との出会いづくり
- 2 本を読む意味・大切さを伝える啓発活動**
子どもにとって身近な大人への啓発活動
- 3 子どもを取り巻く読書環境の整備**
新しい読書環境の調査と推進
- 4 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり**
図書館、地域、学校、認定こども園、放課後児童クラブ、ボランティア、各保護者会（七尾市PTA連合会など）、関係行政機関の連携

第4章 第五次計画の取組

1 基本方針と取組

（第五次計画）

基本理念を実現するにあたり、4つの基本方針を定めて取り組みます。

（1）子どもの成長にあった読書活動の推進

子どもの成長にあった本との出会いづくり

子どもが成長する過程で、その年齢や発達段階に合わせて本に親しむ機会をつくることは、読書習慣を身につけるためにとても大切です。年代ごとに読書活動を進め、本との出会いを通じて豊かな心を育てることができるよう、関係団体が主体的に連携して取り組みます。

●乳幼児

乳幼児期には、ブックスタート事業(*7)や、3～4か月健診・1歳6か月健診でのブックリスト(*8)配布を継続します。さらに、絵本コーナーでのおはなし会(*9)などの行事を充実させ、保護者向けに絵本や読み聞かせ(*10)の情報を提供します。

●小学生・中学生

小学生や中学生には、一斉読書の推進やブックリストの配布を継続し、絵本コーナーでのおはなし会などの行事も充実させます。また、移動図書館「本はともだち号」をさらに活用し、本に親しむ機会を増やすよう努めます。加えて、子ども自身が本を紹介するPOPや本の帯を作って展示することで、読書への興味を広げる工夫を進めます。

●中学生・高校生

中学生や高校生には、ブックリストの配布やヤングアダルトサービス(*11)の充実を図ります。さらに、高校生との交流事業や、ピッチトーク(*12)・ビブリオバトルなど、子どもたちが主体となって読書の楽しさを発信する活動を推進します。

●障害のある子ども

障害のある子どもには、対面朗読サービス、音訳CDの作成・貸出やバリアフリー絵本(*13)などの資料を充実させます。すべての子どもが安心して読書を楽しめる環境を整えることを目指します。

(2)本を読む意味・大切さを伝える啓発活動

子どもにとって身近な大人への啓発活動

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで、読書への意欲を高めます。子どもが自主的な読書習慣を身につけるためには、保護者や教員、保育士など、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。しかし、近年は家庭や学校での読書時間が減少し、情報機器の利用が増える中で、読書の価値を伝える機会が不足しています。この課題を解決するため、次の取り組みを進めます。

まず、保護者や地域の理解を深めるため、各保護者会（七尾市PTA連合会など）と協力し、講座や講演会を開催するよう努めます。こうした場を通じて、読書の意義や子どもの成長に与える効果を広く伝えます。

また、家庭での読書習慣づくりを支援するため、「家読（うちどく）」の推進を継続し、図書館だよりやホームページを活用し、取り組み状況や実践例を紹介することで、保護者が家庭で読書を取り入れるきっかけを増やします。

さらに、国が定める「子ども読書の日」（4月23日）に合わせて、読書の大切さを伝える事業を実施し、周知に努めます。加えて、ケーブルテレビやスマートフォン向けの動画配信サービスを活用し、家庭で読書に触れる機会を増やす番組を制作します。こうしたICTを活用した取り組みは、情報機器の利用が増える現代において、読書の魅力を効果的に発信する手段となります。

（3）子どもを取り巻く読書環境の整備

新しい読書環境の調査と推進

子どもが日常的に本に親しむためには、家庭・地域・学校・図書館など、子どもを取り巻く環境全体で読書活動を支えることが望まれます。しかし、近年は家庭や学校での読書時間の減少や、情報機器の普及による生活習慣の変化など、読書環境の確保が難しくなっています。こうした課題を踏まえ、次のような取り組みを進めます。

●家庭

家庭では、家族が率先して読書に関心を持ち、子どもと一緒に本を楽しむことが望まれます。可能な範囲で「家読（うちどく）」の時間を設け、家庭での読書習慣づくりに努めます。

●地域（コミュニティセンター・企業等）

地域では、移動図書館車「本はともだち号」の活用や図書コーナーの充実を図り、子どもが本に触れる機会を増やすよう努めます。また、子ども食堂(*14)をはじめ、コミュニティセンター以外の地域の子どもの居場所についても調査し、読書活動の場を広げます。さらにおはなし会などの読書につながる行事を継続し、読書の楽しさを伝える啓発活動を地域全体で進めます。

●学校図書館

学校では、移動図書館車「本はともだち号」の活用や図書の貸出を継続し、子どもたちがより多くの本に出会える機会を広げます。また、一斉読書や家読を引き続き推進し、日常の中で本に親しむ習慣を育みます。さらに、子どもの多様な興味や関心に応えられるよう図書の整備を進め、学校司書の知識や技術を高めるための研修会や勉強

会も開催します。加えて、保護者に読書の楽しさや大切さを伝える啓発活動を実施し、家庭と学校が一緒になって子どもの読書を応援できるようにします。

●保護者会

保護者会は、講座や講演会への協力を進め、啓発活動に努めます。保護者が読書の意義を理解し、家庭での読書習慣づくりに関わることを目指します。

●認定こども園

認定こども園では、団体貸出や配本サービスを活用し、図書整備のさらなる充実に努めます。読み聞かせの機会を増やし、保護者への啓発を行うことで、乳幼児期から本に親しむ環境を整えます。

●図書館

図書館は、子どもの読書活動を支える拠点として、発達段階に応じた図書の選定や情報提供を続けていきます。また、図書館訪問や職場体験の受け入れを継続し、子どもたちが図書館に親しむ機会を広げます。さらに、各機関への図書整備支援や、ボランティアの養成・拡充を進め、大人への啓発活動にも力を入れます。関係機関や団体との連携・協力を円滑にし、地域全体で読書活動を支える体制を強化します。

加えて、SNSを活用した情報発信を進め、子どもや保護者に図書館の魅力を届けます。移動図書館車「本はともだち号」については、長期運用に伴う更新を検討します。さらに、子どもを取り巻く読書環境の変化を調査・分析し、デジタル技術を活用したサービスの導入に向けて、先進事例の情報収集を行い、ICT環境に対応した読書環境の整備を検討します。

●その他の関係機関

子育て支援課や健康推進課では、健診や子育て教室で読書に関する啓発活動を行います。学校教育課や地域づくり支援課は、学校図書館やコミュニティセンターの活用を促進し、学校司書や読書ボランティアの養成を進めます。放課後児童クラブ(*15)では、図書コーナーの充実や移動図書館車の活用を継続します。

(4) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり

図書館、地域、学校、認定こども園、放課後児童クラブ、ボランティア、各保護者会（七尾市P T A連合会など）、関係行政機関の連携

子どもの読書活動を継続的に支えるためには、家庭・学校・地域・図書館だけでなく、関係機関やボランティアが連携し、協力し合うネットワークづくりが重要です。しかし、担い手不足や情報共有の課題があり、こうした仕組みを強化する必要があります。この課題を踏まえ、次の取り組みにできるだけ努めます。

● ボランティアの養成と拡充

図書館を中心として、関係機関やボランティアが連携し、新たな担い手を確保するため、ボランティアを発掘する仕組みづくりを検討します。また初心者向けの基礎的な講習会を開催し、技術や知識を深める養成講座や勉強会を継続します。さらに、ボランティア団体の交流会を開き、活動の広がりと質の向上に努めます。

● 関係機関との連携

図書館が各機関・団体の取組や情報を集約し、情報提供機能の充実を図ります。各機関・団体は活動情報を図書館に提供し、連携を強化します。また、七尾市全体の子どもの読書に関する年間報告の作成を検討し、情報共有の仕組みを整えます。

● 計画の点検・評価・見直し

七尾市子どもの読書活動推進委員会は、アンケート調査を実施し、本市の実態や計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて事業の見直しを行います。こうした取り組みにより、計画の実効性を高め、継続的な改善を図ります。

2 重点目標とスケジュール（5年間で目指すもの）

(第五次計画)

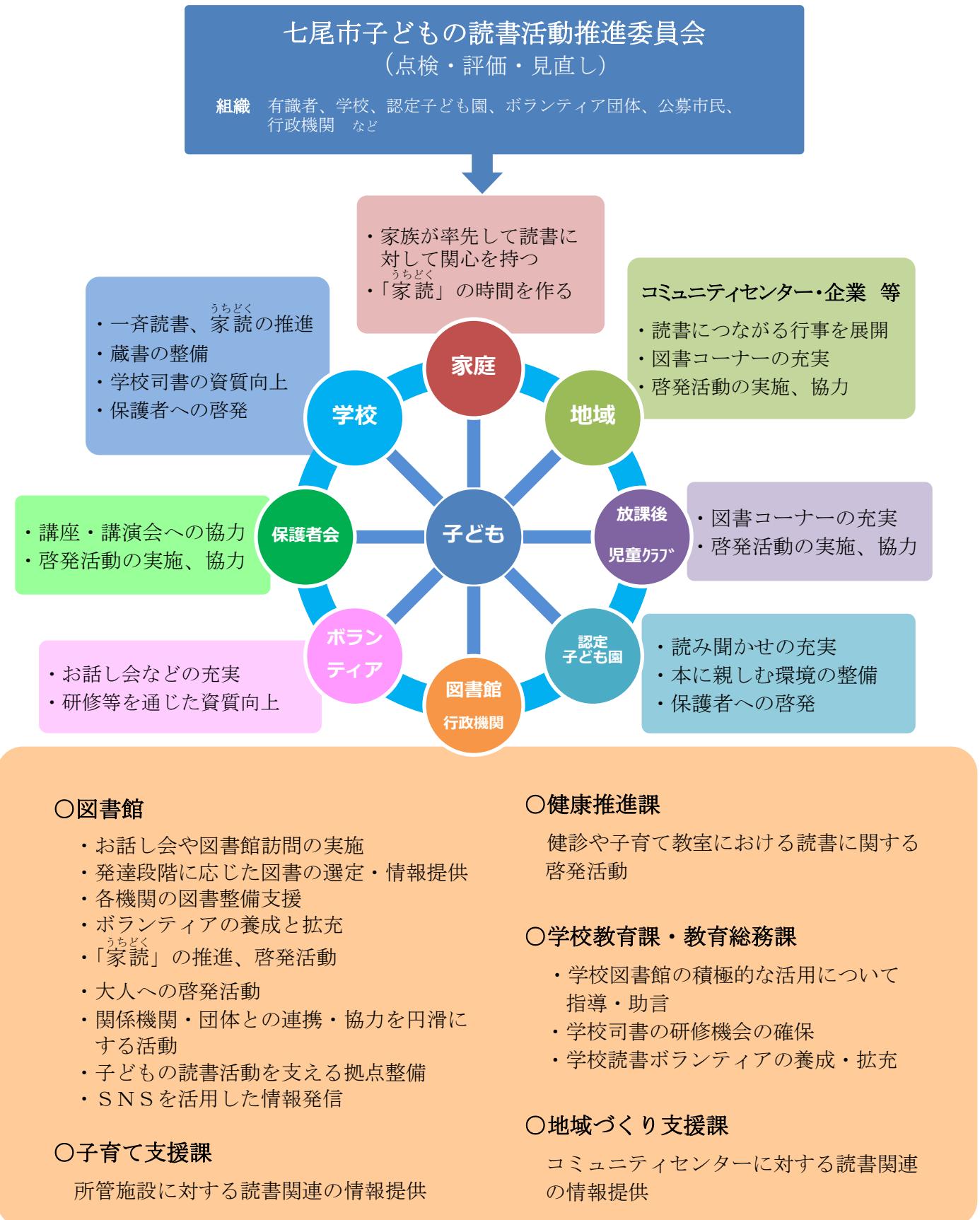
第五次計画では、重点的に取り組む事項を以下のとおり設定します。

★実施年度 ●期間中に実施

重点目標	重 点 的 取 組					
	事業／年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
子どもの成長にあった 読書活動の 推進	子どもが主体となる読書の情報 発信				★読書イベントの開催	
	乳幼児期からの 読書習慣を形成		★ブックスタート事業の再確認 ●探究学習等による図書館利用の推進			
本を読む意 味・大きさ を伝える啓 発活動	大人への啓発活 動		★講座・講演会の実施 ●SNS を活用した読書情報の発信			
子どもを取り巻く読書 環境の整備	読書環境の調査 と推進		★子ども食堂など地域の 居場所での読書活動導入 ●I C T 技術を活用した読書活動に関する調査・情報収集と 利活用の検討			
子どもの読 書をみんな で考えるネ ットワーク づくり	ボランティアの 養成・拡充		●（養成）ボランティア養成講座、研修会の実施 ●（拡充）新規ボランティアを発掘するための仕組みづくり			

3 計画の体系図（各主体の役割・取組・ネットワークイメージ） (第五次計画)

子どもの成長に関わる機関・団体等がそれぞれの役割を認識するとともに、お互いの連携を強化し、地域社会全体で読書活動の推進が図られるよう取り組みます。



第五次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿

審議経過

令和7年 6月 5日(木) 第1回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

令和7年 10月 16日(木) 第2回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

※書面会議

令和7年 11月 20日(木) 第3回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

令和8年 1月 日() パブリックコメントの実施

～2月 日()

令和8年 2月 日() 第4回七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

委員名簿 (敬称略)

No.	氏名	所属等
1	荒巻 幸子	図書館協議会
2	中村 晃大	高等学校司書
3	中川 由美子	いろり火の会
4	坂井 純子	しひびの会
5	木下 真由美	昔むかしのおはなし会
7	多田 弥生	七尾市PTA連合会
8	溝口 良美	学校図書館司書会
9	永江 亜紀	七尾市保育士会
10	木村 楓	健康推進課
11	中島 望	学校教育課

(任期 令和7年 6月 1日～令和9年 5月 31日)

資料●用語の解説

- (*1) I C T (アイ・シー・ティ) Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
- (*2) P O P (ポップ またはピュー・オー・ピー) Point of Purchase の略。売り場に設置される販売促進のためのツール。図書館ではおすすめしたい本を紹介するための手作りのカードのこと。
- (*3) ビブリオバトル (書評合戦) 発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介しあい、すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。
- (*4) 家読 (うちどく) 家族で一冊の本を読むあるいは家族それぞれ別の本を読み、同じ読書の時間を共有すること。
- (*5) 朝読書・一斉読書 朝読書は学校でホームルームや授業の始まる前の 10 分間、生徒と教師がそれぞれに、自分の読みたい本を読む活動。また、朝に限らず決まった時間に行うことの一斉読書という。感想文や評価のない自由な読書活動。
- (*6) 探究学習 実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし（高等学校段階では、“実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを見いだし”）、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する学習活動のこと。
- (*7) ブックスタート事業 七尾市から子どもが生まれて初めて出会う本を贈る事業。保護者に直接メッセージを添えて手渡し、絵本を通して子どもの心の成長を育むことをねらいとする。
- (*8) ブックリスト 対象者の年齢やテーマに沿って選んだ「おすすめ」図書一覧。
- (*9) お話し会 読み聞かせのほか、ブックトーク、ストーリーテリング（素話）、わらべうたや手遊びを行う。ブックトーク：ひとつのテーマに沿って数冊の本を紹介していく方法／ストーリーテリング（素話）：物語を覚えて語ること
- (*10) 読み聞かせ 本を見せながら読んで聞かせること。
- (*11) ヤングアダルトサービス ヤングアダルトは、思春期ともいわれる、およそ 13 歳～18 歳の世代を表す（YA と略すことが多い）。この世代の子どもに、ふさわしい図書コーナーの設置などで読書活動を推進していくこと。
- (*12) ピッチトーク テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。
- (*13) バリアフリー絵本 点字絵本、触れて楽しむ絵本、布絵本など。障害の有無にかかわらず誰でも楽しめる絵本。
- (*14) 子ども食堂 地域の子どもから高齢者までの幅広い世代が、食事を通して交流できる場所。子どもが安心して過ごせる居場所の一つとなっている。
- (*15) 放課後児童クラブ 保護者が仕事等で昼間家庭にいない子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図る事業。また、その事業を実施する組織。

資料●七尾市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

平成27年2月12日教育委員会告示第3号

改正 平成30年3月29日教委告示第5号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、「七尾市子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定及び推進するため、七尾市子どもの読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の策定に関し七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言をすること。
- (2) 推進計画の推進及び変更に関する事項。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 子どもの読書活動に関する機関及び団体を代表する者
- (2) 子どもの育成に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(報償金)

第7条 委員(第3条第2項第4号を除く。)の報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を七尾市立図書館に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日教委告示第5号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

資料●子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第五次 七尾市子どもの読書活動推進計画
未来をになう子どもたちに読書のよろこびを
令和8年(2026年) 月
七尾市教育委員会
<お問い合わせ>
七尾市立図書館
〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地 ミナ. クル3F
TEL (0767) 53 - 0583 FAX (0767) 53 - 0617
E-mail : tosho@city.nanao.lg.jp